平成３０年（フ）第８９号
高知市宮前町140番地３　ハイツ京島Ｉ・301号
債務者　中角　　茜
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２１号
北海道岩見沢市北３条西18丁目２番１号　アーバンライフ11　103号室
債務者　柳谷　　等
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第４４号
北海道室蘭市母恋南町３丁目11番８号
債務者　小笠原幸子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第３３８号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番20―311号、前住所大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番10号　ベイ・リーブス　205号室
債務者　林　　克芳
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９２号
大阪市淀川区塚本５丁目５番８号
債務者　今村　愛子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９１号
大阪府東大阪市旭町11番５号
債務者　岡﨑　泰子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７９号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目６番21号　スタジオ長瀬　306
債務者　中西　勝治
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６３号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目41番12号、前住所大阪府摂津市新在家１丁目22番33号
債務者　安達　　晃
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３３５号
大阪市城東区鴫野西５丁目12番11号、前住所大阪市住吉区苅田５丁目９番21号　ハピネスあびこ　301号
債務者　今北　剛史
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３３号
大阪府茨木市五十鈴町18番20号　サンハイツイスズ　201号
債務者　平　香乙里（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５５３号
大阪府東大阪市荒川３丁目５番13号　新星本社ビル　５Ａ
債務者　松本　博己
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６０５号
大阪府東大阪市鴻池本町10番31号　カワグチマンション　２Ａ号室
債務者　松本　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３４号
山口県宇部市中村３丁目12番５―508号
債務者　本田　健二
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第５９号
長野県須坂市大字米持171番地３　ミレニアムＮＡＲＩＴＡ201
債務者　古川信太郎
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
名古屋市千種区京命１丁目３番29号　ベルメゾンＭＴ202号
債務者　立川久美子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２４号
愛知県海部郡大治町大字西條字石間畑18番地　フォーブルＡ202、従前の住所愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治三番館801号
債務者　大山辰夫こと　金　　辰夫
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３０９号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地２棟210号
債務者　濵迫三千子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部